

岐阜大学工業倶楽部関西支部規約

制 定：2009年4月19日

改定1：2012年6月17日

改定2：2013年6月23日

第1条（名称及び事務局）

本会は岐阜大学工業倶楽部規約第14条に基づき設置するもので、岐阜大学工業倶楽部関西支部（略称：岐大工関西）と称する。事務局（連絡事務所）は事務局長の責任で設置する。

第2条（会員）

本会は次の会員で組織する。

- ・正 会 員：岐阜大学工学部、大学院工学研究科、旧岐阜大学工業短期大学部及びその前身学校の出身者であって、関西地区（大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県）に在住または勤務しているか、その経験のあるもの及びこの地域で事業を営むもので、入会手続きを行ったものとする。なお、関西地区以外に勤務、在住する入会希望者は役員会の承認を経て正会員に加えるものとする。
- ・準 会 員：岐阜大学出身者で、本会の目的に賛同し、本会の事業に参加する個人で、役員会の承認を経たもの。会員資格は正会員に準ずるものとする。
- ・特別会員：母校の元教員で関西地区に在住するもの。
- ・賛助会員：本会の目的、行事等に賛同する個人または法人で役員会の承認を経たもの。
- ・名誉会員：本会に対して特に功労のあった会員で役員会の承認を経たもの。

第3条（目的）

本会は会員相互の親睦・交流を図るとともに、情報交換や技術の交流を推進して母校の隆盛と工業の発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ・総会の開催
- ・講演会、見学会、懇親行事の開催
- ・会報の発行
- ・会員情報の収集と管理
- ・岐阜大学工業倶楽部本部事業への協力と提案
- ・その他必要なこと

第5条（役員）

本会は支部長1名、副支部長若干名、幹事若干名、会計2名、会計監査2名、事務局長1名、及び副事務局長若干名を置き、会務を処理する。なお、役員会の承認を経れば役員の兼任は妨げないものとし、また必要に応じて名誉役員をもうけることができる。

第6条（役員の仕事）

- ・支 部 長：本会を代表し、本会の会務を統括する。
- ・副 支 部 長：支部長を補佐し、支部長に事故あるときはこれに代わる。
- ・幹 事：支部長を補佐し、会務を分掌する。幹事と事務局員は別途細則で定める委員会を構成し、会務を遂行するものとする。
- ・会 計：本会の会計を分掌する。
- ・会 計 監 査：本会の経理を監査する。
- ・事 務 局 長：本会の会務事務を統括する。
- ・副事務局長：事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはこれに代わる。

第7条（役員の出選と任期）

役員は役員会で選出し総会に推薦の上、承認を得る。役員の仕事は2年とし再任を妨げない。

第8条（会議）

- ・総 会：毎年1回開催する。支部長が議長を務め、事務局長は前年度の事業報告、会計報告と新年度の事業計画、予算その他重要事項を報告し、承認を受ける。総会の議決は出席者の過半数の賛成を以って決定する。

- ・役員会：支部長、副支部長、幹事、事務局長、副事務局長、会計及び会計監査で構成し、事務局長が議長を務める。規約の改訂など重要事項を審議する。

第9条（会計及び事業年度）

本会の会計年度は6月1日に始まり、翌年の5月31日に終わるものとする。

第10条（会費）

本会の経費は年会費、本部交付金、行事開催時に徴収する臨時会費、賛助会員入会金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。会費の額は役員会で決定するものとし、会員は遅滞なくこれを納入するものとする。

第11条（入退会）

本会への入会は入会申込書の提出と会費の納入をもって行うものとし、退会は退会届の提出をもって行うものとする。

第12条（規約の改廃）

本規約の改廃は事務局長が総会に諮り、出席者の過半数の賛成により決定する。

第13条（補則）

- ・本規約を補足するものとして細則を定める。細則は役員会で定める。
- ・本規約及び細則に定めなき事項については、必要に応じて役員会において決定する。
- ・本規約は2013年6月23日の第5回総会にて承認後発効する。